

第 1 条 適用範囲

1. 本規約は、西鉄ウェルネス株式会社（以下「会社」といいます。）が経営し、管理運営するインドアゴルフ施設（以下「本施設」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。
2. 会員は、本規約、会社が別に定める利用マニュアルおよび諸規則等（以下、「本規約等」といいます。）に従うことを前提に、本施設を利用することができます。なお、本規約に記載の各条項に同意しない場合には、会員は本施設を利用することはできません。

第 2 条 目的

本施設は、シミュレーションゴルフを通し各会員のライフワークの振興を図ることを目的とします。

第 3 条 会員制度

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設に入会される方は、本規約等に同意した上で、会社所定の申込方法により手続きを行います。
3. 第 5 条の手続きが完了し、会員が選択した「入会日」をもって会員資格を取得したものとします。
4. 会員資格は、他に譲渡、相続その他包括継承、担保供与または貸与できません。
5. 会員資格は、会員による退会手続き、会社による会員の除名手続き、その他会員資格喪失の場合を除き、自動的に継続されます。

第 4 条 入会資格

本施設の入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方とします。

1. 本規約等を遵守する方
2. 満 18 歳以上の方
3. タトゥー・タトゥーシールがある場合は、本施設内何れの場所(本施設内のみならず駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます)においても見えないように隠していただける方。
4. 過去または現在において暴力団その他反社会的な組織に所属し、またはそれらに属する者と関係を有しない方。
5. 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障が無い健康状態であると会社に誓約いただいた方。
6. 妊娠中でない方。
7. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方。
8. 地震や火災などの緊急避難の際に自己対応できる方。
9. 介助の必要がなく、一人で安全に運動できる方。
10. 過去の月会費、その他オプション料金等について未払いの債務のない方。
11. 過去に会社から除名されていないなど、会社が適当と認めた方。

第 5 条 入会手続き

1. 本施設に入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うものとします。
 - ① 会社所定の申込方法により入会手続きを行っていただきます。
 - ② 入会手続時、入会金および当月(各月 16 日以降に入会手続きをされた場合は当月および翌月分)の月会費をクレジットカードにてお支払いいただきます。
 - ③ 月々の会費支払いについてクレジットカードの登録を行っていただきます。
2. 会社は、入会希望者が入会した場合でも、以下の事項を行うことができます。
 - ① 入会希望者が提供した情報が事実と異なっていた時は、許可を得ることなく会社が修正すること。

- ② 会員の入会後、会社が本人確認書類の提示を求めること。なお、会員がその求めに応じない場合、当該会員の入店を断り、又は、入会を取り消すことがあります。

第 6 条 会費額の算定ならびに支払い方法

1. 会員は、月会費を、クレジットカードの継続払いにて、在籍する月の月末までの分を前月 20 日までに支払うこととします。
2. 入会金、月会費、その他オプション料金等(以下、「諸費用」といいます。)の金額、支払時期、支払方法は、本規約等、入会手続きの際に会社が提示する内容またはサービス内容等において別途定めるところによります。
3. 会員は、実際の店舗利用の有無にかかわらず、本規約等が定める諸費用をすべて支払う義務があります。一旦納入した諸費用は、会社に明らかな帰責事由がある場合を除き、一切返還いたしません。

第 7 条 告知義務及び通知義務

1. 会員は、会社が運営上必要とみとめる情報を求めた場合には、事実を提供するものとします。
2. 会員は、前項において提供した事実に変更が生じた場合、速やかに会社へ通知し、会社所定の手続きを行っていただきます。
3. 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、会社は、会社に明らかな帰責事由がある場合を除き、当該損害に対する一切の責任を負いません。

第 8 条 遵守事項

会員は、本施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

1. 自らの体調、体力等を考慮し、自己の責任と危険負担において運動の実施可否の判断を行うこと。また治療中の症状がある場合は主治医の承諾を得たうえで運動を行うこと。会社が必要と認めたときは、医師の健康診断書の提出に応じること。

2. 高額な金銭、貴重品等を施設に持込まないこと。また所持品の管理は自らの責任で行うこと。
3. 第 9 条に規定された同伴者以外(2 名以上の同伴者や乳幼児、ペット等)を施設に入室させないこと。
4. 施設内の秩序を乱す行為を行わないこと。
5. 入会后、会社から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに、応じること。
6. その他、本規約等を遵守し、店舗スタッフの指示に従うこと。

第 9 条 会員証

1. 会社は、会員に対してウェブ上で会員証を発行します。会員証の使用は本人に限定します。
2. 会員は、本施設の利用にあたり、会員証を提示します。会員であっても会員証の提示を求められた際に提示できない場合は施設の利用はできません。
3. 会員証は本人のみが使用し、他の者に譲渡、貸与はできません。

第 10 条 会員以外の方の施設利用

1. 会員は、本施設を利用する際、同伴者 1 名(満 6 歳以上)を入室させることができます。
2. 前項の同伴者についても、本規約は適用されるものとします。
3. 会員は同伴者にも本規約を遵守させるものとし、同伴者が会社または他の会員を含む第三者へ損害を与えた場合は、当該会員が当該損害に対する責を負うものとします。

第 11 条 退会

1. 会員は、会社所定の申込方法で退会手続きを行うことにより、退会することができます。(電話、メール等による申し出は受け付けられません)
2. 各月 15 日までに退会の手続きを完了した場合はその月の末日をもって退会することができます(各月の 16 日以降に手続きがとられた場合は翌月の末日

をもって退会扱いとなります)。なお、退会日までの、在籍期間中の月会費などの諸費用は施設利用の有無を問わず、全額の支払い義務を負います。

3. 会費を含む諸費用が未納の場合は、第 1 項の退会手続きの完了までに完納していただきます。

第 12 条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとします。
 - ① 11 条に定める退会を申し出、会社がこれを承認したとき。
 - ② 第 13 条により除名されたとき。
 - ③ 会員本人が死亡したとき。
 - ④ 第 16 条により本施設の全部を閉鎖したとき。
2. 会員が会員資格を喪失した場合、会社は、既に会員より支払われた諸費用を会社に明らかな帰責事由がある場合を除き一切返還しないものとします。

第 13 条 会員の除名

会員が次の各号に該当する場合、会社はその会員を本施設から除名する事ができます。

1. 第 4 条の入会資格を喪失したとき。
2. 本規約等に違反したとき。
3. 誹謗、中傷する等の迷惑行為があったとき。
4. 他の会員や同伴者等(以下、「他の会員等」といいます)、店舗スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為があったとき。
5. 大声・奇声を発したり、他の会員等や店舗スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員等や店舗スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
7. ストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為及びそれに類する行為があったとき。
8. 本施設の施設・器具・備品の損壊や無許可で備え付け備品を持ち出したとき。

9. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で店舗スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、会社業務に支障をきたしたとき。
10. 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
11. 刃物類、可燃物、火薬類、有害性物質、薬物など危険物を館内に持込んだとき。
12. 諸費用の全部または一部の滞納が 3 ヶ月間となったとき、または諸費用の全部または一部を支払わない月が 3 ヶ月連続したとき。ただし、滞納分については完納いただきます。
13. 入会に際して虚偽の申告があったこと、または入会に際して入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったことが判明した場合。
14. その他会社が本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 14 条 施設利用の禁止、退場

会員による次の各号に該当する行為をスタッフが発見した場合、会社は当該会員に対して施設利用の禁止、または退場を命じることができます。

1. 刺青、タトゥー（シールを含む）が見えているとき。
2. 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
3. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
4. 酒気を帯びている場合、薬物を使用している場合。
5. 医師から運動を禁じられている場合。または症状からみて施設利用が困難と判断される場合。
6. 本規約等を遵守しない、或いは施設スタッフの指示に従わない場合。
7. 他者が不安、不快に感じる行為を行った場合。
8. 諸費用の全部または一部を 1 ヶ月間滞納した場合
9. その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した場合。

第 15 条 施設の利用制限

1. 本施設は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、本施設が別に定める場合を除き、会員の諸費用の支払い義務が縮減または停止されることはなく、本施設は、会員に対し、特別の補償は行いません。

- ① 気象・災害等により会員に危険が及ぶと本施設が判断し、営業継続が困難と認めたとき。
 - ② 施設、設備の点検、修繕等をするとき。
 - ③ 法令の制定、改廃、行政処分、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - ④ その他本施設が休業を必要と認めるとき。
 - ⑤ 16 条により本施設の全部または一部が閉鎖となるとき。
2. 前項の場合、事前にその旨を店頭または本施設のホームページ等にて告示します。ただし、災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 16 条 施設の閉鎖・変更

1. 本施設は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - ① 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業継続が困難と認めたとき。
 - ② 法令の制定、改廃、行政処分、その他事業を継続することが困難となる会員数の減少及び営業不振等本施設の経営上やむを得ない事由が発生したとき。
 - ③ 会社において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、原則として 3 ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知のうえ閉鎖したとき。
2. 施設の閉鎖・変更の場合、本施設が別に定める場合を除き、会員の諸費用の支払い義務が縮減または停止されることはなく、本施設は会員に対し特別の補償は行いません。なお、閉鎖日以降の諸費用の支払い義務は消滅します。

第 17 条 会員の自己責任と会社の免責

1. 会員は、警備会社が防犯目的で本店舗内の状況を録画することに同意します。
2. 会員は自己の責任と危険負担において、本施設の施設を利用するものとします。
3. 本施設は会員の手荷物、所持品を預かることはいたしません。会員が本施設の利用に際して生じた手荷物、所持品の盗難、紛失または毀損については、会社は、会社に明らかな帰責事由がある場合を除き一切損害賠償の責を負いません。また本施設に設置されているロッカー等についても保管場所の提

供のみ行っているものであり、会員自身の責任によりこれを使用するものとし、収容物の盗難、毀損その他について会社は、会社に明らかな帰責事由がある場合を除き一切損害賠償・補償等の責を負いません。

4. 会員が本施設の施設利用中、会員自らの責に帰す事由により生じた事故及び会社または他の会員を含む第三者へ損害を与えた場合は、会社に明らかな帰責事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員が当該損害に対する責を負うものとします。
5. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は一切関与いたしません。

第 18 条 個人情報保護

1. 会社は会員の個人情報を別に定める「にしてつグループ個人情報の取り扱いに関する基本方針」に基づき適切に取り扱うものとします。
URL: <https://www.nishitetsu.jp/nnr/policy/>
2. 個人情報とは、氏名、年齢、住所、電話番号、E-mail アドレス等会員ご本人の個人に関する情報をさします。
3. 会社は、利用のお問い合わせ等会社の提供するサービスに関するお手続きにおきまして、会員のお名前、ご住所、電話番号、E-mail アドレス、ご勤務先、会費等の決済に必要な個人情報をご申告もしくは各種届出書にご記入いただいています。また、各種アンケートの記入にご協力いただく場合もあります。
4. 会社は、次の利用目的のために、会員からお預かりした個人情報を利用します。
 - ① 会員の店舗ご利用のため
 - ② 会員登録手続のため
 - ③ 会社における会員情報の管理のため
 - ④ 会員の本人確認および会員からの依頼内容確認のため
 - ⑤ DM やアンケートの送付等マーケティングのため
 - ⑥ その他個人情報を取得する際に個別に明示した利用目的に利用するため
5. 会社は、諸会費等の引き落とし業務を委託する目的の範囲内で、会員の個人情報を請求代行会社に開示します。

6. 会員が入会申込み時に記載した内容について、会社は登録手続き、諸連絡の他、個人を特定しない形の統計情報として利用する場合があります。
7. 会員ご本人から個人情報につき開示・訂正・利用停止等のご要望がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

＜個人情報に関するお問い合わせ先＞

〒810-0074 住所福岡市中央区大手門 2 丁目 1-10 西鉄大手門ビル 2F

西鉄ウェルネス株式会社 代表者 頓田正

担当窓口電話番号 092-235-9852

第 19 条 諸費用の変更並びに運営システム変更について

1. 会社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について変更を行うことができます。その場合、変更後の料金の初回引落日 2 週間前までに会員に告知することとし、以後は変更後の会費等が適用されることになります。

第 20 条 細則

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、会社は、利用マニュアル、諸規則、注意事項、案内等を定めることができます。

第 21 条 本規約の変更

1. 会社は、以下のいずれかの場合に、会社の裁量により、本規約を変更することがあります。
 - ① 規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき

- ② 規約の変更が規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約の変更をすることが変更に係る事情に照らして合理的なとき
2. 会社は前項による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の 14 日前までに、規約を変更する旨、及び変更後の規約の内容とその効力発生日を会社のホームページ、その他会社が定める方法により通知します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に本施設を利用したとき、または、前項に定める規約の変更の通知後 14 日の経過をもって、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 22 条 チケット制

チケット利用に関しては別途、「インドアゴルフ24 チケット利用規約」にて定めます。

第 23 条 合意管轄

本規約または本施設の利用に起因しまたは関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所もしくは福岡簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 24 条 通知予告

本施設の諸事情に関する通知または予告は、本施設内および本施設ホームページに提示する方法により行います。

第 25 条 発効

本規約は 2023 年 8 月 1 日より発効いたします。

以上

西鉄ウェルネス株式会社

インドアゴルフ24 チケット利用規約

- (目的)
- 第1条 本規約は、西鉄ウェルネス株式会社(以下「会社」といいます)運営・管理のインドアゴルフ24(以下「当施設」といいます)が、株式会社hacomonoの提供するサービスである「hacomono」(以下「本サービス」といいます)の「ビジター利用券」(以下「回数券」といいます)および「追加チケット」(以下「追加チケット」といいます)についての取り扱いとその利用条件を定めることを目的とします。
- 2 回数券および追加チケットについては本規約に則って取扱うものとし、回数券および追加チケット所持者(以下「利用者」とします)は本規約に従って回数券および追加チケットを利用するものとします。
- 3 本サービスの利用に関しては、本規約の他、会社の「利用規約」(以下「利用規約」といいます)が適用されます。本規約と利用規約で矛盾する規定は、本サービスに関する限り、本規約の規定が優先します。
- 4 本チケットは当施設でのみ使用が可能となります。

- (種別)
- 第2条 当施設が発行する回数券および追加チケットの種別は次の通りとします。なお、追加チケットは月会費制会員が購入対象とします。
- 【回数券】
- ①1枚当たり2,750円「1回利用券」
 - ②1枚当たり2,530円「5回利用券」
 - ③1枚当たり2,200円「10回利用券」
- 【追加チケット】
- ①1枚当たり2,000円「追加チケット」

- (回数券および追加チケットの発行)
- 第2条 回数券および追加チケットは、利用者が本規約の内容を承諾のうえ、本サービスにより回数券および追加チケットの購入をすることで成立します。
- 3 回数券および追加チケットは利用者本人のみ利用できるものとし、第3者に譲渡・貸与することはできません。
- 4 前項に違反して回数券および追加チケットが不正に使用された場合、当該回数券の利用を停止いたします。

- (回数券および追加チケットの購入)
- 第3条 回数券および追加チケット購入の際は、本サービスを通してクレジットカードでお支払い下さい。

- (回数券および追加チケットの払い戻し)
- 第5条 利用者はやむを得ない事情がある場合、当施設へ回数券の返却及び利用者本人であることを確認できた場合にのみ、残額の払い戻しを請求することができます。

- (残高の確認)
- 第6条 回数券および追加チケットの残高は、残ったチケット枚数に第2条の単価をかけて算出して下さい。

- (回数券および追加チケット利用の停止・利用資格の喪失)
- 第7条 利用者が本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、その他回数券および追加チケットの利用状況が不適切であると当施設が判断した場合、事前に通知する事なく、回数券を一時停止する措置をとることができます。
- 2 回数券および追加チケットの利用状況が適当でないと当施設が判断した場合、その他当施設が必要と認めた場合、何らかの通知、催告を要せずして回数券の利用資格を喪失させ、かつ回数券および追加チケットを無効とする(この場合、残高分回数券はすべて失効いたします)ことができますものとしします。

- (回数券および追加チケットの失効)
- 第8条 利用者が購入した回数券および追加チケットは、購入当日より利用可能となり、購入の翌日から6ヶ月経過した日より無効となります。
- 2 会社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合および当施設の規約に基づき利用者が除名された場合、通知、催告を要することなく回数券および追加チケット(残高含む)を失効させることができますものとしします。
- ① 申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ② 暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき
 - ③ 前号に該当するものを同伴しあるいは紹介して当施設を利用させたとき
- (ア)本規約およびその他諸規則に違反し、会社が利用者として不適格であると判断した場合
- (イ)回数券および追加チケットの利用にあたり、不正な行為があった場合
- (ウ)死亡し、または保佐、後見開始の審判を受けた場合
- ④ 利用者によって、会社または第三者が損害を被った場合、利用者はただちにその損害を賠償するものとしします。
- 3 その他、利用規約で定める会員資格の喪失に準じることとします。

- (登録事項の変更)
- 第9条 利用者は会員登録情報に変更が生じた場合、すみやかに本サービスより会員情報を修正して下さい。

- (不慮の事故による損害)
- 第10条 天災等、当施設の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当施設は責任を負いません。

- (規約の改定)
- 第11条 当施設は、本規約または提供するサービスの内容を、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。利用者は変更後の規約に従うこと、あるいは廃止を受け入れることをあらかじめ承諾するものとします。
- なお、変更・改定・廃止の内容は当施設内に掲示いたします。
- 2 当施設は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 3 前2項の場合において、当施設は一切の責任を負いません。

- (個人情報目的)
- 第12条 利用者からお預かりした個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外に使用することはありません。
- ① 当施設のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの案内
 - ② 会社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
 - ④ 新たなサービス・商品の開発
 - ⑤ 当施設のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの運営、管理
 - ⑥ お問い合わせ、ご依頼等への対応

- (個人情報の提供および開示について)
- 第13条 利用者からお預かりした個人情報は以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。
- ① 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合
 - ② 当施設内においての事故等により保険会社に提供する場合
 - ③ 利用者の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
 - ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の遂行のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

- (利用者資金の保全方法)
- 第16条 前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられており万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債務者に先立ち弁済を受けることができます。
- 2 会社の利用者資金の保全方法は金銭による供託となります。

- (無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針)
- 第17条 会社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引により利用者に生じた損失を、利用者に故意または重過失がない限り補償します。

- (合意管轄裁判所)
- 第18条 回数券購入者は、当施設との間に紛争が生じた場合、福岡地方裁判所、または福岡簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

以上

西鉄ウェルネス株式会社
インドアゴルフ24
〒814-0003
福岡県福岡市早良区城西2丁目2番29号
TEL 092-843-2419